

名古屋港管理組合広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、名古屋港管理組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる内容に係る基準を定めるものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 本基準により本組合が広告を審査する場合は、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定及び住民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載基準)

第3条 要綱第5条第1項各号（第5号、第6号、第10号、第11号、第12号及び第14号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 要綱第5条第1項第1号に掲げる内容 法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) 要綱第5条第1項第2号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの

イ 醜悪、残虐又は猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの

ウ 著しく性的感情を刺激するもの

エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

オ 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの

(3) 要綱第5条第1項第3号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの

イ 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの

エ 他の者の氏名、名称、写真、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの

(4) 要綱第5条第1項第4号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）に係るもの

イ 宗教団体に係るもの

(5) 要綱第5条第1項第7号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの

の

イ 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの

オ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの

カ 他人名義で行っているもの

(6) 要綱第5条第1項第8号に掲げる内容 例えば広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

(7) 要綱第5条第1項第9号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 広告であることが不明確であるもの

イ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの

ウ 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び支払方法、返品条件等が不明確であるもの

エ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの

オ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらずその旨の表示がされているものに係るもの

(8) 要綱第5条第1項第13号に掲げる内容 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象となる商品等として明示し、若しくは暗示し、当該商品等の内容若しくは取引に係る条件に関して客観的に測定し、若しくは評価することによって比較をするもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるものを含む。）又はこれに類似するもの

(9) 要綱第5条第1項第15号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの

ア 本組合が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの

イ 本組合の品位を損なうようなもの

ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商品とみなされるもの

エ 郵便私書箱、転送サービス等に関するもの

オ 著しく投機又は射幸心をあおるもの

- カ 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
- キ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、住民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- ク 占い又は運勢判断に関するもの
- ケ 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
- コ 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- サ 謝罪、釈明等に関するもの
- シ 養子縁組に関するもの
- ス 人の行方の捜索に関するもの
- セ 調査、探偵等に関するもの
- ソ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- タ 人の募集又は解雇に関するもの
- チ 連鎖販売取引（特定商品取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。）、業務提供誘引販売取引（同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。）又はこれに類似する取引に関するもの
- ツ 前払式割賦販売（割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 11 条に規定する前払式割賦販売をいう。）等に関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
- テ 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- ト インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれに類似する事業に関するもの
- ナ 世論が大きく分かれている事項に関するもの

（ウェブサイトに関する基準）

第 4 条 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

（個別の基準）

第 5 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、広告掲載を行う広告媒体を所管する部長又は担当部長が合理的な範囲で別途基準を作成するものとする。

附 則

この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。